

龍 監 第 71 号  
令和 4 年 8 月 17 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿

龍ヶ崎市監査委員 関口 広行  
龍ヶ崎市監査委員 鴻巣 義則

令和 3 年度龍ヶ崎市決算に係る財政健全化及び経営健全化の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された, 令和 3 年度龍ヶ崎市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類, 並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので, その結果について次のとおり意見を提出する。

令和3年度

龍ヶ崎市決算に係る財政健全化  
及び経営健全化審査意見書

龍ヶ崎市監査委員

# 令和3年度 財政健全化審査意見

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率について、当該健全化判断比率が正確に算定されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

令和4年7月15日から令和4年8月12日まで

## 3 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率は正確に算定されているものと認めた。

区 分	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	12.70%	20.00%
② 連結実質赤字比率	－	17.70%	30.00%
③ 実質公債費比率	5.2 %	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	－	350.0 %	

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

実質赤字が発生していないため、実質赤字比率は算出されない。

なお、早期健全化基準は12.70%となっている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字が発生していないため、連結実質赤字比率は算出されない。

なお、早期健全化基準は17.70%となっている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は5.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算出されない。

なお、早期健全化基準は350.0%となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 令和3年度 経営健全化審査意見

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率について、当該資金不足比率が正確に算定されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

令和4年7月15日から令和4年8月12日まで

## 3 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足比率は正確に算定されているものと認めた。

区 分	令和3年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0%
工業団地拡張事業特別会計	—	20.0%

### (2) 個別意見

資金不足比率について

各会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されない。

なお、経営健全化基準は20.0%となっている。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。